

議案第 11 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 9 月三宅町条例第 47 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 3 月 2 日提出

三宅町長 森 田 浩 司

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年
9月三宅町条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表中

23 都市計画審議会委員	
	日額 3,000円

を

23 都市計画審議会委員	
	日額 7,200円

に改め、

40 三宅町地方創生推進委員会	
	日額 3,000円

を

40 三宅町地方創生推進委員会	
	日額 7,200円

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日より施行する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

新旧対照表

改正後	現 行																
別表 <table border="1" data-bbox="188 496 1059 617"> <tr> <td data-bbox="188 496 616 555">23 都市計画審議会委員</td><td data-bbox="616 496 1059 555"></td></tr> <tr> <td data-bbox="188 555 616 617"></td><td data-bbox="616 555 1059 617">日額 7,200 円</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="188 654 1059 775"> <tr> <td data-bbox="188 654 616 713">40 三宅町地方創生推進委員会</td><td data-bbox="616 654 1059 713"></td></tr> <tr> <td data-bbox="188 713 616 775"></td><td data-bbox="616 713 1059 775">日額 7,200 円</td></tr> </table>	23 都市計画審議会委員			日額 7,200 円	40 三宅町地方創生推進委員会			日額 7,200 円	別表 <table border="1" data-bbox="1173 496 2045 617"> <tr> <td data-bbox="1173 496 1601 555">23 都市計画審議会委員</td><td data-bbox="1601 496 2045 555"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1173 555 1601 617"></td><td data-bbox="1601 555 2045 617">日額 3,000 円</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1173 654 2045 775"> <tr> <td data-bbox="1173 654 1601 713">40 三宅町地方創生推進委員会</td><td data-bbox="1601 654 2045 713"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1173 713 1601 775"></td><td data-bbox="1601 713 2045 775">日額 3,000 円</td></tr> </table>	23 都市計画審議会委員			日額 3,000 円	40 三宅町地方創生推進委員会			日額 3,000 円
23 都市計画審議会委員																	
	日額 7,200 円																
40 三宅町地方創生推進委員会																	
	日額 7,200 円																
23 都市計画審議会委員																	
	日額 3,000 円																
40 三宅町地方創生推進委員会																	
	日額 3,000 円																